

# 高知大学保有個人情報開示等委員会規則

平成17年3月9日  
規則第439号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学の保有する個人情報の開示等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、高知大学保有個人情報開示等委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 保有個人情報の開示等請求に関すること。
- (3) 保有個人情報の開示等に係る異議申立てに関すること。
- (4) 保有個人情報の開示等に係る訴訟に関すること。
- (5) その他保有個人情報の開示等の円滑な実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (2) 理事（総務・企画・危機管理担当）が指名する教員 若干人
- (3) 事務局職員 若干人
- (4) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、前条第1項第2号の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月5日規則第15号)

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。